

令和5年4月スタート

桜ささえあいポイント事業

ご利用の手引き



【問い合わせ】

さくら市 総合政策課 ☎028-681-1113

高齢課 ☎028-681-1155

はじめに

さくら市では、市民等の皆さんが充実した日常生活を営めるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるように、皆さんの社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する仕組みとして、「さくら市桜ささえあいポイント事業」を始めました。

この事業は、市の事業や市が指定したボランティア団体や施設、サロン・通いの場、いきいきクラブ（老人クラブ）などの付与機関で「ボランティア活動」・「健康づくり活動」を行なった方に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与します。

貯めたポイントは、図書カードや喜連川商工会発行のいきいき商品券、道の駅きつれがわ温泉入浴券などへの交換や、付与機関への寄附に充てることができます。

ひとりひとりがいつまでも元気で助け合い支え合いながら自分らしく暮らせるよう、社会参加や地域貢献、健康づくりを通じた生きがいづくりを始めませんか。

目次

1. 対象となる活動、対象者
2. 桜ささえあいポイント事業参加の流れ
3. 付与機関について
4. 登録申請について
5. 登録の期間について
6. 桜ささえあいポイントの付与について
7. 桜ささえあいポイントの交換について
8. Q&A

1. 対象となる活動、対象者

さくら市桜ささえあいポイント事業は、市の事業や付与機関などで「ボランティア活動」や「健康づくり活動」に参加するとポイントが貯まる仕組みです。

① ボランティア活動

ボランティア活動を通じて社会参加・地域貢献をすることで地域とのつながりを深め、自身の健康維持や生きがいを促進することを目的とした活動になります。

○対象となる活動

- ・当該活動が市民の公益に資し、社会貢献になる活動

○対象者

- ・さくら市に住所を有する方（年齢制限なし）
- ・付与機関に所属する市外在住者（年齢制限なし）

② 健康づくり活動

介護予防や健康の維持の促進、社会参加を通じた地域のつながりなど、生きがいを目的とした活動になります。

○対象となる活動

- ・市が実施する65歳以上を対象とした介護予防・健康づくり活動
- ・サロン・通いの場、いきいきクラブ（老人クラブ）での健康づくり活動

○対象者

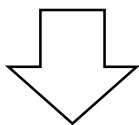
- ・65歳以上のさくら市介護保険第1号被保険者

また、さくら市桜ささえあいポイント事業に登録した方が、健康診断及び歯科受診をした場合には、健康診断・歯科受診それぞれ1年間に5ポイント付与されます。

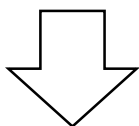
2. 桜ささえあいポイント事業参加の流れ

団体・グループが行うこと

- ①市に活動登録について相談する
【ボランティア活動】
⇒総合政策課
【健康づくり活動】
⇒高齢課



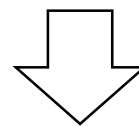
- ②市に付与機関登録の申請を行う



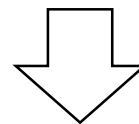
- 付与機関が行うこと
- ③活動参加者にポイントを付与する
 - ④付与した実績を3月までに市に報告する

参加者個人が行うこと

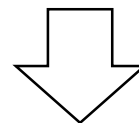
- ①桜ささえあいポイント事業登録申請書を市に提出及びポイントカード発行



- ②市の事業や付与機関等で活動する



- ③市や付与機関からポイントをもらう



- ④ポイントの数に応じてポイント交換
※交換時期は活動した年の翌年の1月から2月末まで



3. 付与機関について

付与機関とは、ボランティア活動、健康づくり活動を主体的に行うことができる団体として市から認定をうけた団体です。ポイント事業に参加するためには、ポイント事業への参加を希望する団体やグループの代表者が、市に「付与機関指定申請」を行います。

付与機関になるための要件については以下のとおりです。

【共通】

- ①拠点となる施設等がさくら市内にある。
- ②市から対象活動を主体的に行うことができると認定される。
- ③活動参加者に付与するスタンプを適切に管理し、付与状況を記録した実績報告書の作成及び提出する業務が行える。

【ボランティア活動】（総合政策課）

- ①当該活動を行うことが、市民の公益に資し、社会貢献になる活動
- ②当該活動を行うことで生まれる効果が、特定の個人又は団体のみに帰属しない活動
- ③当該活動に要する時間が、1回当たり1時間以上である活動
- ④当該活動を実施するために要した経費を除き、無償で行う活動
- ⑤市内で行う活動又は市外にあっては被災地の支援に関する活動
- ⑥政治的及び宗教的でない活動

【健康づくり活動】（高齢課）

- ①健康増進や介護予防等に寄与する活動
- ②当該活動に要する時間が、1回あたり1時間以上である活動

4. 登録申請について

桜ささえあいポイント事業に参加する場合には、必要書類を提出してください。

○ボランティア活動・健康づくり活動（活動参加者）

◆提出書類 ①桜ささえあいポイント事業認定申請書

◆提出先 総合政策課、高齢課、喜連川支所市民生活室

◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分
（土日祝祭日を除く。）

◆注意事項 申請書を提出いただいた方にポイントカードをお渡しします。なお、ポイントカードは毎年、台紙が変更となります（ポイントの繰越はできません）。

○付与機関（活動施設・団体等）

◆提出書類 ①桜ささえあいポイント事業付与機関指定（変更）申請書

◆提出先 ボランティア活動：総合政策課
健康づくり活動：高齢課

◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分
（土日祝祭日を除く。）

◆注意事項 付与機関の指定には審査がありますので、決定するまで日時を要する場合があります。審査結果は、後日桜ささえあいポイント事業付与機関指定（却下）決定通知書により通知します。

5. 登録の期間について

○ボランティア活動・健康づくり活動（活動参加者）

活動参加者の活動期間は毎年1月1日から12月31日までとなります（令和5年のみ4月1日から12月31日まで）。

○付与機関

桜ささえあいポイント事業付与機関の登録は、初年のみの登録で、翌年以降は自動更新されます。なお、スタンプ管理者の変更や活動内容等に変更がある場合には、変更申請書の提出が必要となります。

6. 桜ささえあいポイントの付与について

市の事業や付与機関等でボランティア活動、健康づくり活動を行った場合に、桜ささえあいポイントとしてスタンプを付与します。

- ①対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、スタンプを1ポイント付与します。
- ②1日1ポイントが上限です。
- ③健康診断及び歯科受診はそれぞれ1年間に5ポイント付与されます。
- ④健康診断ポイントは、市の集団健診会場のスタンプ台でご自身で押印するか、健康診断結果をポイント交換窓口にお持ちください。
歯科受診ポイントは、歯科検診の検診結果か歯科医院受診時の領収書をポイント交換窓口にお持ちください。
- ⑤年間の上限は健康診断および歯科受診ポイントを合わせて50ポイントです。
- ⑥桜ささえあいポイントの付与は年単位（1月から12月）になります（令和5年のみ4月から12月）。また、年を越えてポイントを繰越することはできません。

7. 桜ささえあいポイントの交換について

○申請期間

貯まった桜ささえあいポイントは、商品等と交換することができます。各年のポイント交換の申請期間は下記のとおりです。

1月から2月末まで
(土日祝祭日を除く。)

◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

◆受付場所 総合政策課、高齢課、喜連川支所市民生活室

○桜ささえあいポイント交換品等

桜ささえあいポイントの交換品等は、以下の商品と交換できます。

◆7ポイント

道の駅きつれがわ温泉入浴券

◆5ポイント～

菜っ葉館商品券、いきいき商品券、図書カード

◆3ポイント～

さくら市ミュージアム入場券

◆1ポイント～

付与機関への寄附

○申請の方法

桜ささえあいポイント交換申請書にポイントカードを添えて申請してください。

【注意事項】

- ・ さくら市の介護保険料に滞納がある場合には、ポイントの交換はできません。
- ・ 交換申請時点において、健康づくり活動を行う65歳以上の方が、さくら市介護保険第1号被保険者でない場合には、ポイントの交換ができません。
- ・ 桜ささえあいポイントは、翌年に繰越できません。

8. Q&A

1. 事業の概要

Q1-1 桜ささえあいポイント事業はどのような事業ですか？

桜ささえあいポイント事業は、市民等の皆さんの社会参加や、健康づくり、生きがいつくりを応援する新しい仕組みです。

事前に登録した団体やグループ（付与機関）が取り組む「ボランティア活動」や「健康づくり活動」に参加した場合、その実績に応じて交換可能なポイントを付与するほか、健康診断や歯科受診をした場合もポイント付与の対象になります。

貯めたポイントは、商品券などへの交換や、付与機関への寄附をすることができます。

Q1-2 桜ささえあいポイント事業のねらいは何ですか？

桜ささえあいポイント事業は、市民等の皆さんが充実した日常生活を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍いただけるよう、市民等の社会参加や健康づくり、生きがいつくりを促進することを目的としています。

Q1-3 活動に参加する対象者にはどのような条件がありますか？

活動の種類によって、対象者を次のように定めています。

活動の種類	対象者
ボランティア活動	・ さくら市に住所を有する方（年齢制限なし） ・ さくら市外在住者も適用（年齢制限なし）
健康づくり活動	・ 65歳以上の さくら市介護保険第1号被保険者

Q1-4 健康づくり活動が65歳以上の対象となるのはなぜですか？

健康づくり活動事業は、介護保険制度のうち地域支援事業の一般介護予防事業にあたりますので、65歳以上の高齢者が対象の事業になります。

Q1-5 活動の登録者は桜ささえあいポイントをいくつもらえますか？また年間の上限はありますか？

対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、1ポイントが付与されます。1日のポイントの上限は1ポイントで、年間の上限は50ポイントになります。

Q1-6 桜ささえあいポイントの1ポイントあたりの換算額は、いくらですか？

桜ささえあいポイント交換時に、1ポイント100円相当に換算します。

Q1-7 桜ささえあいポイント事業付与機関指定（変更）申請書の寄附の受入とはどういうことですか？

桜ささえあいポイントの交換先に、桜ささえあいポイント事業に参加する付与機関への「寄附」が出来る仕組みになっており、申請書の提出に併せて寄附の受入れの可否をお伺いしています。

2. ボランティア活動

Q2-1 ボランティア活動とは、どのような活動ですか？

「ボランティア活動」とは、ボランティア活動を通じた社会参加・地域貢献をすることで、地域とのつながりを深め、自身の健康維持や生きがいづくりの促進を目的とした活動です。

Q2-2 ボランティア活動の対象活動は、どのようなものがありますか？

- ①付与機関が主体となって行う活動。
- ②登録ボランティアが参加することができる活動。
- ③付与機関が、活動に参加した登録ボランティアに対し、ポイントを付与することができる活動。
- ④当該活動を行うことが、市民の公益に資し、社会貢献になる活動。
- ⑤当該活動を行うことで生まれる効果が、特定の個人又は団体のみに帰属しない活動。
- ⑥当該活動に要する時間が、1回当たり1時間以上である活動。
- ⑦当該活動を実施するために要した経費を除き、無償で行う活動。
- ⑧市内で行う活動又は市外にあっては被災地の支援に関する活動。
- ⑨政治的及び宗教的でない活動。

Q2-3 ボランティア活動での事故等を補償する保険はありますか？

市主催の事業については、市が一括で保険に加入します。

市以外の活動については、自己責任となりますので、事故等を補償する保険加入は市では行いません。

なお、活動にかかる保険加入を希望される方は、市社会福祉協議会にご相談ください。

3. 健康づくり活動

Q3-1 健康づくり活動とは、どのような活動ですか？

「健康づくり活動」とは、ご自身の介護予防、健康維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがいづくりを目的とした活動のことです。

Q3-2 健康づくり活動の対象活動は、どのようなものがありますか？

- ①市が実施する65歳以上を対象とした介護予防・健康づくり活動（おおぞら元気塾、水中ゆうゆうウォーキング、脳わか教室、各種介護予防教室）
 - ②介護予防を目的とした活動（サロン、通いの場、いきいきクラブ（老人クラブ））
 - ③健康診断、歯科受診をした場合は年間それぞれ5ポイント付与
【対象にならない活動】
介護予防を目的としていない活動
- ①団体の総会、役員会、活動の事前打ち合わせや準備、研修会、親睦会
 - ②市外での活動

Q3-3 定期通院で行なっている検査でも健康診断のポイント対象になりますか？

厚生労働省が定める一般健康診断の項目の中にある血液検査、心電図、尿検査を受けている場合は、健康診断に準じていると判断し、対象と認めます。その場合は、健診結果を持参してください。

Q3-4 健康づくり活動での事故等を補償する保険はありますか？

市主催の事業については、市が一括で保険に加入します。
各付与機関の活動については、自己責任となりますので、事故等を補償する保険加入は市では行いません。
なお、活動にかかる保険加入を希望される方は、市社会福祉協議会にご相談ください。

4. ポイント付与機関等

Q4-1 地域のサロン・通いの場やいきいきクラブも付与機関になれますか？

市に申請いただき、認定を受けることで、付与機関として登録することができます。

Q4-2 桜ささえあいポイント事業の付与機関として指定を受けましたが、代表者とスタンプ管理者が変更になった場合は？

指定申請後、代表者やスタンプ管理者、活動内容等が変更になった場合には、市に桜ささえあいポイント事業付与機関指定（変更）申請書を提出してください。

Q4-3 付与機関のスタンプ管理者になるための条件はありますか？

施設や団体に所属している方で、活動状況を把握することができ、責任をもってスタンプを管理できる方であれば、年齢を問わずどなたでもなることができます。

Q4-4 ポイント管理者はポイントスタンプをいつ付与しますか？

活動終了時に付与してください。付与する時は、ポイントカードに付与日を記入してください。

ポイント管理者が不在の時は、あらかじめ代理者を定めておいてください。

また、ポイントカードを忘れてしまった場合は、「ポイント記録」を確認して次の活動の時に前回分も含めて押印してください。

5. ポイントカード

Q5-1 ポイントカードを紛失してしまいました。

紛失したポイントカードに付与されていたポイントを付与機関に申告することで、再度付与できます。

ただし、付与機関が紛失したポイントカードに付与されていたポイントを確認できない場合は、ポイント付与はできません。

Q5-2 新しいポイントカードを再交付した後に、古いポイントカードが見つかりました。ポイントはようになりますか？

古いポイントカードが出てきた場合は、新しいポイントカードと合算することができますので、ポイント交換申請時に2冊とも提出してください。

ただし、2冊の合計が50ポイントを超えていても、交換申請できるのは50ポイントが上限になります。

なおQ5-1で復元済のポイントは合算できません。

Q5-3 ポイントカードを汚してしまいました。交換してもらえますか？

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご使用ください。使用できないほどポイントカードが汚れたり、破れたりしてしまった場合は、総合政策課、高齢課又は喜連川支所市民生活室までご相談してください。

6. ポイント交換申請

Q6-1 ポイント交換の申請方法を教えてください。

ポイントカードと申請書を申請期間内に市の窓口へ提出してください。ポイント交換に必要な申請書は、市の窓口で配布しています。

Q6-2 ポイント交換の申請期間はいつまでですか

ポイントカードに表示してある年の、翌年の1月～2月までとなります。

Q6-3 ポイント交換の上限はありますか？

1年間（1月～12月まで）のポイント交換の上限は、50ポイントです。令和5年のみ、ポイント付与期間が4月～12月となります。

Q6-4 ポイント交換申請時に、さくら市から転出（死亡）している場合は、ポイント交換できますか？

ポイント交換申請時に、登録要件を満たしていない場合は、ポイント交換できません。

Q6-5 寄附の受入れ団体はどこですか？

「付与機関一覧表」をご覧ください。

Q6-6 ポイント交換申請後に、残りのポイントを次の年に繰り越すことはできますか？

ポイント交換は、当該年のポイントでの交換となるため、翌年分に繰り越すことはできません。

Q6-7 ポイント交換品等を複数選択することは可能ですか？

貯めたポイント内であれば、そのポイントの範囲内で交換品を複数選択することができます。

Q6-8 介護保険料に滞納があった場合は、ポイント交換できますか？

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、ポイント交換申請時に介護保険料滞納があった場合は、ポイント交換はできません。